

# 高根沢町議会議員選挙

## 選挙供託の手続きについて

- 1 選挙供託の手続きについて
- 2 供託書(申請書)
- 3 供託書及び委任状の記載例
- 4 宇都宮地方法務局及び各支局のご案内
- 5 (選挙供託)供託金を預けてから払渡しを受けるまでの流れ
- 6 供託金電子納付の手引



## 選挙供託の手続について

### 1 必要書類について

選挙供託には次の書類が必要です。

- (1) 供託申請書（窓口、郵送での申請の場合は、赤枠の厚手のOCR用紙を使用、オンラインでの申請の場合は、ウェブ画面上の申請様式に入力して送信）

供託の申請をする際には、専用のOCR用紙を使用していただく必要があります。供託申請書に記載するときは、黒色又は青色のボールペンを使用してください（鉛筆書きは認められません。）。

（注）供託申請書（記載事項一部入力済みのOCR用紙）を使用して申請する場合には、「供託者の住所氏名」欄に郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

住所・氏名の記載に誤りがあると、選挙管理委員会への提出の際や供託金の払渡請求の際に手続ができない場合がありますので、住民票や戸籍謄本等を御確認の上、正確にお書きください。

- (2) 代理人が手続を行う場合は委任状

ただし、代理人としてではなく、「使者」として申請する場合は委任状は不要です。

### 2 法務局での供託手続（宇都宮地方法務局供託課に供託する場合）

- (1) 必要事項を記載した供託申請書（代理人申請の場合は同時に委任状）及び供託金15万円を用意して、宇都宮地方法務局供託課に申請してください。
- (2) 供託金は、窓口での現金納付（宇都宮地方法務局供託課のみ）のほか、電子納付（ペイジー対応ATM、インターネットバンキングでの入金）、金融機関からの振込みの方法があります。

### 3 供託書正本を選挙管理委員会に提出

手続終了後、「供託書正本」を法務局から交付します。選挙管理委員会に立候補等の届出をする際、併せて供託書正本を提出してください。

### 4 注意事項

令和8年4月7日（火）まで、全国の法務局（ただし、供託事務の取扱いがある法務局に限る）で供託することができますが、供託書正本を選挙管理委員

会へ提出する時期を踏まえて、早めの申請をお願いします。

法務局の業務取扱日は、毎週月曜日から金曜日（祝日を除く）まで、業務取扱時間は、9時から17時までとなっていますが、事務手続の都合上、16時30分までに来庁するようお願いします。

## 5 その他

供託の申請は、窓口での申請のほか、郵送申請やオンラインによる申請ができます。郵送申請やオンラインによる申請を希望されるに際して、御不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

〒320-8515

栃木県宇都宮市小幡二丁目1番11号

宇都宮地方法務局供託課

電話 028-623-0923

《本人届出の場合の供託書記載例》

供託書・OCR用

(雑)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記入	/
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	---

法令条項 公職選挙法第92条第1項

供託の原因たる事実

供託者は、令和8年4月12日に行われる予定の高根沢町議会議員選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。

※ 選挙の告示日(令和8年4月7日(火))に供託申請する場合には、次のように記載してください。  
 供託者は、令和8年4月12日に行われる高根沢町議会議員選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。

供託により消滅すべき質権又は抵当権  
 反対給付の内容

備考 官庁の名称 高根沢町議会議員選挙選挙長

申請年月日 令和 8 年 〇 月 〇 日 供託カード番号 ( )

供託所の表示 宇都宮地方法務局

住所 (〒000-0000)

栃木県塩谷郡高根沢町大字〇〇123番地

氏名・法人名等	栃木	太郎			
---------	----	----	--	--	--

代表者等又は代理人住所氏名

代理人 栃木県〇〇市〇〇町9番1号 小幡 二郎

住所 (〒 - ) 別添の通り

被供託者の住所氏名 別添の通り

被供託者に通知する

住所 (〒 - )

代理人申請の場合は記入してください。

氏名・法人名等	栃木	県	塩	谷	郡	高	根	沢	町
---------	----	---	---	---	---	---	---	---	---

供託金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	5	0	0

受理 年 月 日

供託カード発行

供託者 力ナ 氏名	ト	チ	キ	、	タ	ロ	ウ													
-----------------	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 本人以外の方が申請する場合でも、「使者」として申請する場合は、代理人の記載及び委任状は不要です。







## 選挙供託申請時の委任状（記載例）（立候補）

### 委 任 状

私は、栃木県〇〇市〇〇町9番1号小幡二郎を代理人と定め、次の権限を委任します。

宇都宮地方法務局に対する下記の選挙供託申請に関する一切の件  
記

供託者 〇〇 〇〇

被供託者 栃木県塩谷郡高根沢町

供託金の額 150,000円

供託の原因たる事実

供託者は、令和8年4月12日に行われる予定の高根沢町議会議員選挙につき、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。

令和〇年〇月〇日

栃木県塩谷郡高根沢町大字〇〇123番地

栃木太郎 印

(注) 日本工業規格A列4の大きさの用紙を用いてください。

選挙供託申請の委任状（記載例）（推薦）

委 任 状

私は、栃木県〇〇市〇〇町9番1号小幡二郎を代理人と定め、次の権限を委任します。

宇都宮地方法務局に対する下記の選挙供託申請に関する一切の件  
記

供託者 〇〇 〇〇

被供託者 栃木県塩谷郡高根沢町

供託金の額 150,000円

供託の原因たる事実

供託者は、令和8年4月12日に行われる予定の高根沢町議会議員選挙について、栃木県〇〇市〇〇町123番地栃木太郎を候補者として当該選挙の選挙長に推薦届出をするため供託する。

令和〇年〇月〇日

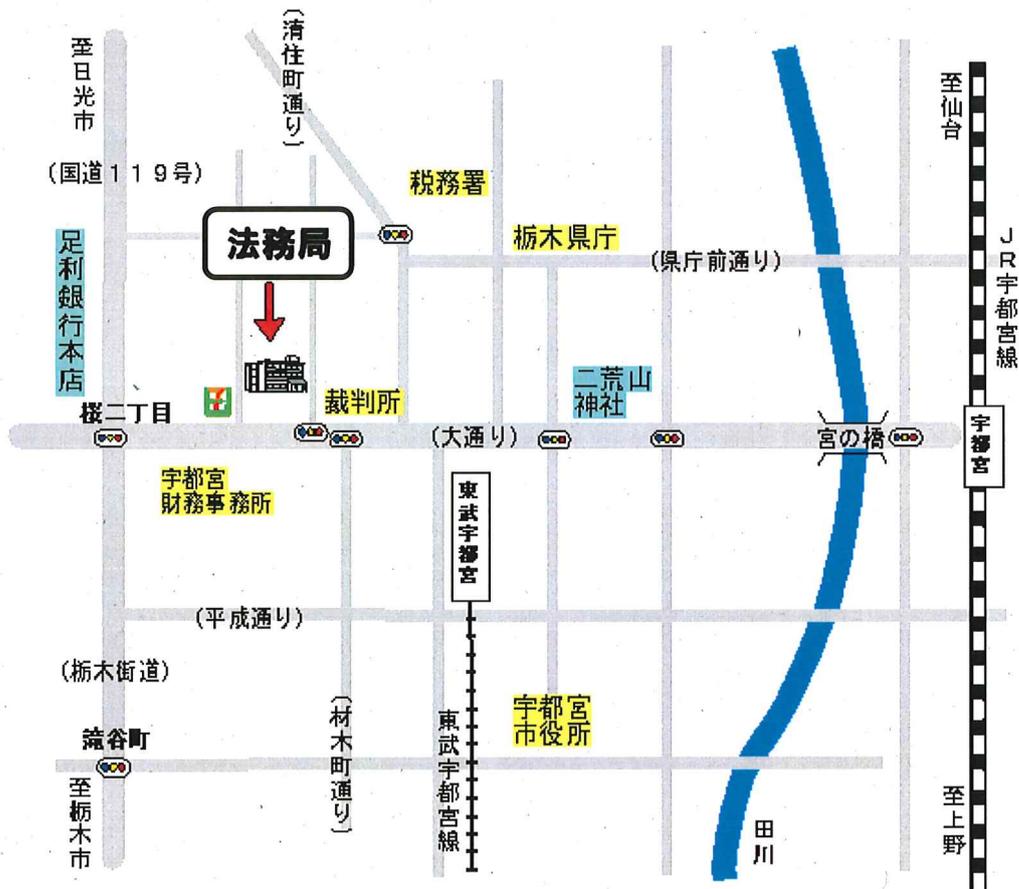
栃木県〇〇市〇〇町321番地

乙 野 次 郎 ⑩

(注) 日本工業規格A列4の大きさの用紙を用いてください。

## 宇都宮地方法務局供託課 案内図

所在地	〒320-8515 宇都宮市小幡2丁目1番11号 宇都宮地方法務合同庁舎3階
電話番号	028(623)0923



宇都宮地方法務局の管内で、供託事務を取り扱っている支局

庁名	所 在	電話番号
日光支局	日光市今市本町20番地3	0288(21)0309
真岡支局	真岡市荒町5176番地3	0285(82)2436
大田原支局	大田原市本町1丁目2695番地109	0287(23)1155
栃木支局	栃木市片柳町1丁目22番25号	0282(22)1068
足利支局	足利市相生町1番地12	0284(42)8101



## (選挙供託) 供託金を預けてから払渡しを受けるまでの流れ

法務局に供託金を預けてから、選挙後、供託金の払渡しを受けるまでの流れは、以下のとおりです。

1 法務局に供託金を預けるため、供託の申請をする



オンラインや郵送による手続きができます

2 法務局から供託書正本を受け取って、選挙管理委員会に提出する



3 選挙の結果が確定する



4 選挙管理委員会から供託原因消滅証明書を受け取る



5 供託金を取り戻すため、法務局に請求する



郵送による手続きができます

6 供託金の払渡しを受ける

# 選挙供託の郵送（電子納付）申請手続きについて

## 1 必要書類を法務局へ郵送する

### 【郵送する書類】

①申請書

②郵送申請メモ（メモ用紙など）

供託者氏名 ○○○○  
連絡先 ○○○○-○○-○○○○  
電子納付（ATM）を利用します。

③供託受理決定通知書送付用  
封筒、切手（定型110円）

④供託書正本送付用  
封筒、切手（定型110円、  
定型外140円）

封筒（定型外：  
A4の用紙が入るサイズ）、切手（140円）

定形外  
法務局宛て

定形  
自分宛て

定形  
自分宛て

定形外  
法務局宛て

## 2 「供託受理決定通知書」が届く

## 3 金融機関のATMで供託金を納める

→納付方法は、別添を参照してください。

## 4 「供託書正本」が届く

〒320-8515  
宇都宮市小幡二丁目1番11号  
宇都宮地方法務局 供託課  
028-623-0923

## ☆供託受理決定通知書の見本

## 供託受理決定通知書

〇〇〇〇 様

あなたから令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった供託は、当供託所の令和〇〇年度金第〇〇〇〇号として受理しました。

ついては、**令和〇〇年〇〇月〇〇日**までに、以下の納付情報により、供託金を電子納付してください。 **※納付期限がありますので、注意してください。**

なお、納付期限までに入金されないときは、本件供託の受理の決定は、効力を失います。

(納付情報)

収納機関番号：00100

納付番号：1234567890123456

確認番号：987654

ATM等に  
手入力して  
ください。

申請番号：20230000123456789

納付金額（供託金額）：150,000

納付者カナ氏名：〇〇〇〇

納付期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宇都宮地方法務局  
供託官 〇〇〇〇 印

## ☆ 納付手続について

- ・ 振込手数料は不要ですが、時間外手数料等がかかる場合があります。具体的な金額等のご利用予定の金融機関にお問い合わせください。
- ・ ATMから入金される場合は、特別な手続は不要です。ATMによっては利用限度額がありますので、ご注意ください。
- ・ インターネットバンキングから入金される場合は、金融機関へのインターネットバンキング利用申込手続が別途必要となります。

# 郵送による選挙供託金の払渡請求手続 (預貯金振込みによる払渡し)

## 1 必要書類を法務局へ郵送する

### 【郵送する書類】



封筒  
切手 (110円)

#### ①請求書

氏名	住所	電話番号	郵便番号	選挙区	投票区	選挙権	被選挙権	選挙権年齢	被選挙権年齢	選挙権取得日	被選挙権取得日	選挙権喪失日	被選挙権喪失日	選挙権喪失理由	被選挙権喪失理由	選挙権喪失日	被選挙権喪失日	選挙権喪失理由	被選挙権喪失理由	

#### ②供託原因消滅証明書

供託原因消滅証明書

選挙管理委員会  
発行のもの

## 2 指定口座に供託金が振り込まれる

提出いただいた書類に不備がなければ、供託所での手続完了後、指定の預貯金口座に供託金が振り込まれます。

振込手続後、供託所から「国庫金振込通知書」を郵送します。

〒320-8515  
宇都宮市小幡二丁目1番11号  
宇都宮地方法務局 供託課  
028-623-0923

供託金の納付はぜひ

# 電子納付

をご利用ください

かんたん!!

簡単な操作で  
納付完了!

べんり!!

いつでも、  
どこでも  
納付ができる!

あんしん!!

現金を  
持ち運ぶ  
必要なし!

インターネット  
バンキングだと

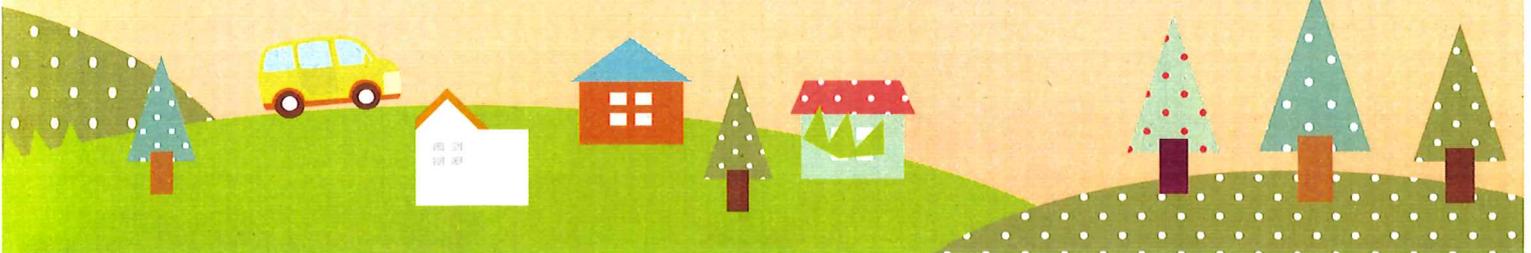


電子納付の具体的な操作の流れは  
3ページ以降をご覧ください!

ペイジー対応ATM  
での納付 



インターネットバンキング  
での納付 



# 電子納付とは…?



電子納付は、国庫金などを取り扱う金融機関の ATM やインターネットバンキングなどを利用して、供託金や各種手数料などをお支払いいただけるサービスです。

なお、電子納付が可能な金融機関は、電子納付情報 Web サイト (<https://shinsei.e-gov.go.jp/Payment/sel/sel-page.jsp>) でご確認願います。

## 電子納付のメリットは…??

### ペイジー対応ATM での 電子納付のメリット

- ◎お近くのゆうちょ銀行やペイジー対応の金融機関のATMで供託金を納付することができます。
- ◎窓口営業時間外でも、ご利用できます。
- ◎手数料は、一般的にはかかりません。

### インターネットバンキング での 電子納付のメリット

- ◎ご自宅等のインターネットに接続しているパソコン等から、供託金を納付することができます。
- ◎原則として24時間365日いつでも、ご利用できます。
- ◎手数料は、一般的にはかかりません。

※ただし、金融機関によって、手数料がかかる場合があるほか、ATMのご利用時間も異なります。  
また、インターネットバンキングのご利用に当たっては、ご利用される金融機関との契約が必要です。  
詳細につきましては、ご利用される金融機関にご確認願います。



# 以下に、電子納付完了までのおおまかな手続の流れを示します

# 1

## 供託の申請

窓口で  
供託の申請をする

※職員に供託金の納付方法を「電子納付」とお伝えください。



オンラインで  
供託の申請をする

※オンラインでの申請における供託金の納付方法は「電子納付」となります。



# 2

## 納付情報の取得

窓口で供託の申請をし、  
受理された場合、  
**「供託受理決定通知書」**  
が交付されます

オンラインで供託の申請をし、  
受理された場合、  
**「電子納付情報表示」**  
画面で確認できます

**供託受理決定通知書**

〇〇〇〇 様  
あなたから平成〇年〇月〇日付けで申請のあった供託は、  
.....  
なお、期限までに入金されなときは、本件供託の受理の決定は、効力を失います。  
(納付情報)

収納機関番号：00100  
納付番号 (お客さま番号) :1234567890123456  
確認番号：123456

申請番号：20190000123456789  
納付金額 (供託金額) :100,000  
納付者カナ氏名：〇〇〇〇  
納付期限：平成〇〇年〇月〇日

平成〇〇年〇月〇日

法務局  
供託官 〇〇〇〇 印

登記・供託オンライン申請システム  
登記わと供託わと

Step1 処理状況検索 Step2 照会内容確認 **電子納付情報表示**

インターネットバンキングやマイナンバーの取得が完了している必要があります。

実行日時	2019年〇月〇日〇時〇分
納付状況	準備中
収納機関番号	00100
納付番号	1234567890123456
確認番号	123456
納付額	100,000円
納付期限満了日時	2019年〇月〇日

電子納付  
収納機関番号：00100  
納付番号：1234567890123456  
確認番号：123456

照会 (処理状況)



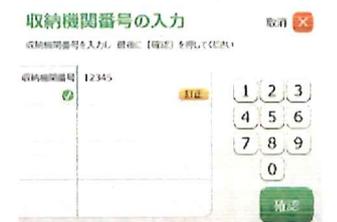
# 3 電子納付をする



## ① ペイジー対応 ATM で納付する場合

ゆうちょ銀行のATMで納付する場合(概要) ※画面はすべてイメージです。実際とは異なる場合があります。

- 1 ATM画面の「料金払込(ペイジー)」ボタンを押してください。
- 2 供託金の納付に当たっては、ATM専用の払込書がありませんので、「手入力」ボタンを押してください。
- 3 供託所から交付された「供託受理決定通知書」又はオンラインで取得した「電子納付情報表示」画面に表示された
  - ① 収納機関番号
  - ② 納付番号(お客さま番号)
  - ③ 確認番号(確認の仕方は「2 納付情報の取得」をご参照ください。)をATM画面のご案内に沿って入力してください。その後も引き続き、画面のご案内に沿って操作してください。



収納機関番号、お客さま番号(納付番号)、確認番号を入力

引き続きATM画面のご案内に沿って操作してください。

全ての操作完了後、利用明細書が出力されますので、大切に保管してください。

※その他の金融機関のATMの操作につきましては、各金融機関又はATMの機種により異なりますが、基本的な操作はゆうちょ銀行のATMの操作とほぼ同様となっております。詳細につきましては、ご利用される金融機関にご確認願います。



## ②インターネットバンキングで納付する場合

ゆうちょ銀行の  
インターネットバンキング(ゆうちょダイレクト)で  
納付する場合



※ゆうちょダイレクトのお申込みが必要となります。  
なお、画面はすべてイメージです。実際とは異なる場合があります。

1 メニューの  
**「税金・各種料金の  
払込み(ペイジー)」**  
を押してください。



2 供託所から交付された「供託  
受理決定書」又はオンライン  
で取得した「電子納付情報納  
付情報」画面に表示されてい  
る**「収納機関番号※」**  
を入力して**「次へ」**を押  
してください。



※「収納機関番号」、「納付番  
号(お客さま番号)」及び「確  
認番号」の確認の仕方につ  
いては、「2 納付情報の取  
得」をご参照ください。

4



**3** 「供託受理決定通知書」又はオンラインで取得した「電子納付情報表示」画面に表示されている「**納付番号(お客様番号)**」「**確認番号**」を入力して「**次へ**」を押してください。

**4** 表示された払込みの内容を確認の上、払出口座を選択し、「**次へ**」を押してください。



**5**



5

ワンタイムパスワード送付用メールアドレスを選択し、「次へ」を押してください。

※右の画面は、トークンをご利用のお客さまには表示されません。

6

払込みの内容と払出口座を確認の上、ワンタイムパスワードを入力し、「実行する」を押してください。

※トークンをご利用のお客さまは、トークンに表示されるワンタイムパスワードを入力してください。



6



7 右の「受付完了」画面が表示されると、**払込みは完了**です。

※この払込みに係る領収証書は発行されません。この画面が支払いの証明となりますので、必要に応じて「印刷用画面を表示する」から印刷の上、保管してください。



## 最後に一息

供託金の電子納付は、供託所の窓口で供託の申請をする場合でもオンラインで供託の申請をする場合でも利用可能です。

オンラインで供託を申請する場合は、



『**供託かんたん申請**』を使うと**便利**ですので、**ぜひご利用ください!!**

- ✓ 供託所に行かなくても、オンラインで供託の申請をすることができる
- ✓ インターネットができるパソコンがあれば、すぐに供託の申請をすることができる (面倒な環境設定は不要です)

など、メリットがたくさんです!!

供託ねっと  検索 <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/kyoutakunet/top.html>



《詳しくは、最寄りの法務局(供託所)にお尋ねください。》

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html) (平成31年3月作成)